福祉用具貸与重要事項説明書

令和 8 年 10 月 1 日現在

この福祉用具貸与重要事項説明書は、お客様が福祉用具貸与サービスを受けられるに際し、ご本人及びご家族に対し、当法人の事業運営規定の概要や福祉用具貸与従業者などの勤務体制等、お客様のサービスの選択に役立つと認められた重要事項を記したものです。

1. 当社が提供するサービスについてのご質問・ご相談窓口

電話番号	03－3675－1201	午前9時00分～午後5時00分
担当者	遠 藤 信 裕	

2. 当法人の概要

法人名	社会福祉法人 東京栄和会		
本社住所	東京都江戸川区西葛西八丁目1番1号		
代表者名	理事長 鈴 木 信 男		
貸与事業所	1ヶ所		
電話番号	03－3675－1201	FAX	03－3675－6567

〇サービス提供事業所

事業所名	なぎさ和楽苑指定福祉用具貸与事業所
所在地	〒134-0088 東京都江戸川区西葛西八丁目1番1号
電話番号	03－6808－5568
介護保険指定事業所番号	1372302099 号 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
サービス提供地域	東葛西、西葛西、南葛西、北葛西、中葛西. 清新町、臨海町、宇喜田町、船堀

3. 当事業所の職員体制

管理者	1 名 （常勤 1 名 ）
専門相談員	3 名 （常勤 2 名 非常勤 1名 ）

4. 営業日および営業時間

営業日	月、火、水、木、金、土
営業時間	午前9時00分 ～ 午後5時00分
休業日	日曜日・祝日・年末年始休暇（12月29日～1月3日）
緊急連絡先	03－3675－1201

5. 従業者の業務内容

管理者	専門相談員などの従業者の管理と、指定福祉用具貸与のご利用申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 当事業所の従業者に、厚生労働省令で定められた指定福祉用具貸与事業所の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮・命令を行います。
専門相談員	福祉用具貸与サービス全般をとりおこないます。

6. サービス内容

事業所は、要介護者などの日常生活の自立を助けるために必要な、厚生労働大臣が定めた福祉用具を貸与するサービスを提供いたします。そして、利用者の心身などの状況、要望、住宅環境などを踏まえて、適切な福祉用具の選択の援助、調整などを行います。

7. 利用料金

種目	基本利用料（10割）	利用者負担額
車いす	3，000 円 ～	介護保険負担割合証に記載されている割合に基づいた負担額となります。
車いす付属品	500 円 ～	
特殊寝台	7，500 円 ～	
特殊寝台付属品	240 円 ～	
床ずれ防止用具	2，000 円 ～	
体位変換器	1，200 円 ～	
手すり	500 円 ～	
スロープ	500 円 ～	
歩行器	2，500 円 ～	
歩行補助杖	800 円 ～	
徘徊感知器	5，000 円 ～	
移動用リフト	10，000 円 ～	

8. 利用状況の確認

サービス利用開始後、6ヶ月毎に商品点検及び使用状況を確認することで安全に商品をご利用いただき貸与継続の必要性について介護支援専門員と情報を共有いたします。

9. 搬入・搬出

① 搬入・搬出につきましては、お客様の希望される日時・場所に従います。

② 基本的に、搬入搬出費用はサービス料金に含まれております。
ただし、以下の場合には別途料金をご負担いただく場合があります。
・搬入・搬出に特別な作業を必要とする場合。
・遠隔地、弊社の営業地域以外への搬入・搬出。
・お客様の都合による貸与品の移動等。

10. 交通費

営業地域以外のお客様は、サービス従業者が訪問するための交通費の実費が必要となります。

11. 支払方法

① 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします）

② 現金払い（サービス提供時には、月1回定められた日にお支払い願います）

12. キャンセル

ご利用者様がサービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡ください。

13. サービスの利用方法

① ご利用者様への個別の福祉用具の貸与に係わる福祉用具の機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示をし、同意を得て契約を結び、サービスの提供を開始します。

② ご利用者様の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

③ 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、1ヶ月前までに文書でご通知いたします。

④ 当法人が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当法人が破産した場合、ご利用者様は即座にサービスを終了することが出来ます。

⑤ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月分以上滞納し当苑の利用料未収金の取り扱い要領に基づき支払いを催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合、またご利用者様やご家族が当法人やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知する事により即座にサービスを終了させていただく場合があります。

⑥ 地震等の天災、他事業者の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合は、事業者はご利用者様に対しサービスを終了させていただく場合があります。

14. 記録の作成

① 事業者は、福祉用具貸与の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

② 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する第1項のケース記録を閲覧できます。

③ 利用者は、利用者に関する第1項のケース記録の複写物の交付を受けることができます。

④ 第12条1項から3項により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近のサービスに関する記録を、利用者に交付します。

15. 当法人の理念

① 常に商品・サービスの品質向上に努め、ご利用者様が安全に快適に生活を送れるよう、お手伝いをいたします。

② 介護の専門職として、いつでも、どこでも、誰にでも，より上質なサービスを提供するように常に職務を研鑽します。

③ 当法人の基本理念である「思いやりの心の実践」を遂行するための行動規範として職員の「倫理規定」を定め、
良質で適切な福祉サービスの提供に努めています。

16. ハラスメント

「ハラスメント防止規程」に基づき、職場におけるハラスメント防止の取組、相談体制の構築、マニュアルの作成や研修の実施など職員が働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。
また、ご利用者・ご家族等による職員に対して、暴言・暴力・サービスとは関係ない要求・誹謗中傷・長時間の拘束・セクシャルハラスメントなど職員の安全や心身の健康に影響が生じる恐れがある場合には、状況の改善に向けてご協力をお願いすることがございます。解決困難で健全な信頼関係が築くことができないと判断した場合は、行政に相談の上、サービス中止や契約を解除する場合もございます。

17. 虐待防止にむけた体制

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の人権擁護、虐待発生またはその再発の防止のため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組んでまいります。また、措置を適切に実施するための選任の担当者を配置いたします。

18. 身体的拘束等の適正化の推進

利用者またはほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

19. 感染症・災害等に対する体制

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底のため、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

また、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。

20. 運営規定の概要、重要事項などの開示について

事業所の運営規定の概要等の重要事項については、事業所内での書面掲示に加え、ホームページ上で閲覧ができるよう掲載いたします。

21. 相談・要望・苦情などの窓口及び緊急時の連絡先

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

＜サービス相談窓口＞
電話番号:03－3675－1201　　担　当　：　阪本　彰史
＜なぎさ和楽苑　第三者委員会＞
・　長　田　久　雄（委員長）　桜美林大学名誉教授
・　岡　村　郁　子　　江戸川区社会福祉協議会　事務局長
・　坪　井　順　子　　なぎさ和楽苑家族会OB
・　横　内　博　　ボランティア「なぎさグループ」代表
・　小　坂　順　子　　江戸川区民生児童委員協議会　葛西第三地区会長

第三者委員へご相談のご希望の場合は、サービス相談担当までお申し出ください。
電話、面談等調整をさせていただきます。
（受付時間　月曜日～土曜日　　09:00－17:00　年末年始・祝日除く）

当事業所が設置する窓口以外でも相談・苦情の窓口を設置しています。

＜江戸川区役所内＞
介護保険課事業者調整係　　電話:03－5662－0032
＜東京都国民保険団体連合会＞
介護相談窓口担当　　電話:03－6238－0177
（受付時間　月曜日～金曜日　　09:00－17:00　年末年始・祝日除く）

23. 第三者による評価の実施

第三者による評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり　2 なし
	2 [なし]		

24. なぎさ和楽苑の事業概要

名称・法人種別　社会福祉法人　東京栄和会
代表者役職・氏名　理事長　鈴木 信男
本事業所所在地　東京都江戸川区西葛西8－1－1
電話・Fax 番号　℡03－3675－1201 fax03－3675―1203

（1）介護保険事業（介護予防・総合事業含む）
① 介護老人福祉施設　② 短期入所生活介護　③ 通所介護
④ 認知症対応型通所介護　⑤ 訪問介護　⑥ 訪問看護　⑦ 福祉用具貸与
⑧ 居宅介護支援（介護予防支援）⑨ 通所型サービス（緩和型）

（2）江戸川区委託事業
① 地域包括支援センター（熟年相談室）

（3）診 療 所
①博愛ホーム診療所

（4）都市型軽費老人ホーム
① JOY なぎさ

（5）特定相談支援事業

（6）障害児相談支援事業

（7）障害福祉サービス事業
① 短期入所
② 在宅心身障害者施設入浴サービス（区委託事業）
③ 居宅介護・重度訪問介護

「この重要事項説明書に書かれている内容について＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿から説明を受け、同意いたします」

令和　　年　　月　　日

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）